

改正

平成12年3月28日条例第20号
平成12年12月25日条例第42号
平成18年3月24日条例第17号
平成19年3月27日条例第14号
平成19年12月21日条例第32号
平成24年3月27日条例第11号
平成25年3月29日条例第12号
平成25年12月27日条例第58号
平成26年9月25日条例第18号
平成27年3月24日条例第13号
平成27年6月29日条例第29号
平成31年3月22日条例第2号
令和2年3月25日条例第13号

鈴鹿市市営住宅条例

鈴鹿市営住宅管理条例（昭和34年鈴鹿市条例第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 市営住宅等の整備基準（第2条の2―第2条の17）

第2章 市営住宅の管理（第3条―第42条）

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第43条―第49条）

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第50条―第53条）

第5章 駐車場（第54条―第56条）

第6章 補則（第57条―第59条）

第7章 罰則（第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の整備及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 市が国又は県の補助を受けて建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （2）共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。
- （3）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- （4）市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

第1章の2 市営住宅等の整備基準

（整備基準）

第2条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、この章の定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第2条の3 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第2条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第2条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第2条の6 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第2条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第2条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第2条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第2条の10 市営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りではない。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第2条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第2条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第2条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

ならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第2条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第2条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第2条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第2条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第3条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

(1) 市の広報紙

(2) 新聞

(3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

(4) テレビジョン

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める方法

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の家賃の積算概要、供給場所、戸数、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了

(4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあって

は第1号及び第3号から第7号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条に規定する者にあつては第4号及び第7号）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (3) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に依り、それぞれアからウまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして、(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 次項第4号、第6号又は第7号に該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8千円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (5) 原則として市税を滞納していないこと。
 - (6) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の滞納がなく、かつ、第42条第1項第1号から第5号までの規定による住宅の明渡請求を受けたことがない者であること。
 - (7) その者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を

含む。)を受けている者

- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(入居者資格の特例)

第6条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第1号及び第3号から第7号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、入居の申込みをした者が第5条第2項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員に当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- 3 市長は、第1項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
- 4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の決定等)

第8条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、令第7条各号に掲げる者のうち、住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定する。

- 2 前項の場合において、住宅困窮の度合いの順位が定め難いときは、登録制度又は公開抽選により入居者を決定する。
- 3 市長は、前2項に規定する入居者の決定を行うことが困難なときは、鈴鹿市市営住宅入居者選考委員会の意見を求め、参考にするものとする。
- 4 前項の鈴鹿市市営住宅入居者選考委員会に関し必要な事項は、規則で定める。
- 5 市長は、令第7条各号に規定する者のうち、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて20歳未満の者を扶養しているもの、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者その他規則で定める者については、第1項から第3項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に決定して入居させることができる。

(入居補欠者)

第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手續)

第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあつた日から7日以内に、次の各号に掲げる手續をしなければ

ればならない。

- (1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署する契約書を提出すること。
- (2) 第19条の規定により敷金を納付すること。
- 2 市営住宅の入居決定者は、前項各号の手續完了の日から10日以内に入居しなければならない。
- 3 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手續又は入居を前2項に定める期間内にすることができないときは、前2項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に前2項に定める手續又は入居をしなければならない。
- 4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号に規定する手續又は第2項に規定する入居をしないとき、又は偽りその他不正な行為によって入居の決定を受けたときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(連帯保証人)

第11条 前条第1項第1号の連帯保証人は、市内に住所又は勤務場所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者でなければならない。

- 2 前項の連帯保証人を立てることができない場合は、入居者の親族で、独立の生計を営み、かつ、入居者と同等以上の収入を有する者をもって連帯保証人とするすることができる。

(同居の承認等)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、同居させようとする者が暴力団員であるときは、市長は、同居の承認をしてはならない。
- 3 市営住宅の入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者に異動があったときは、当該異動があった日から14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

- 2 前項の場合において、同居していた者が暴力団員であるときは、市長は、入居の承継に係る承認をしてはならない。

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第4項の規定により認定された収入（同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者（次条第3項の規定により収入を把握した者を除く。）から収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同省令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による収入の申告又は前項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 5 入居者は、前項の認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べるることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正するもの

とする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情があると認める場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 年度途中の収入変動に対応するため必要であり、かつ、収入の再認定を行わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。

(家賃の納付)

第17条 市長は、入居者から第10条第1項の入居の手続が完了した日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日、月の途中で入居した場合は入居手続が完了した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は1月2日、同月3日若しくは12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(家賃の督促)

第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第19条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には、利息を付さない。

(敷金の減免又は徴収猶予)

第20条 市長は、第16条各号(第4号を除く。)のいずれかに掲げる特別の事情があると認める場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(敷金の運用等)

第21条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用することができる。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第22条 市営住宅等の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は市の負担とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。

る。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第23条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設又は給水施設、エレベーター及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅等の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第24条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第25条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(一時不在の承認)

第26条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第27条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の制限)

第28条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え等の制限)

第29条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第15条第4項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第4項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、必要があると認めるときは、当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。ただし、その後の事情の変化により市長が特にやむを得ないと認める場合には、当該明渡請求を取り消すことができる。

2 前項本文の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項本文の規定による請求を受けた者は、同項本文の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項本文の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情があると認める場合においては、その申出により、明渡しを延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項本文の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の損害賠償金を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の損害賠償金に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(期間通算)

第35条 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第36条 市長は、第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第20条による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しを請求又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、市の当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は市の当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

第37条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 前項の規定は、第34条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第1項」とあるのは「第37条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。
(新たに整備される市営住宅への入居)
- 第38条** 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該市営住宅建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出なければならない。
- 2 前項の規定による入居の申出をした者は、市長の定める日までに第10条第1項各号に掲げる手続きをしなければならない。
(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)
- 第39条** 市長は、前条第1項の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)
- 第40条** 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
(住宅の検査等)
- 第41条** 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。
- 2 入居者は、第29条の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(住宅の明渡請求)
- 第42条** 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。
- (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5) 第12条、第13条及び第24条から第29条までの規定に違反したとき。
 - (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
 - (7) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が該当する場合を含む。)
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。
 - 4 市長は、第1項第2号から第5号まで又は第7号の規定のいずれかに該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。
 - 5 市長は、市営住宅が第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

（使用許可）

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第44条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料）

第45条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

（準用）

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第29条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「第10条第1項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居の手続が完了した日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

（報告の請求）

第47条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

（申請内容の変更）

第48条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第44条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

（使用許可の取消し）

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

（使用許可及び管理）

第50条 市長は、市の区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができ

る。

2 市長は、市営住宅を前項の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第51条 前条第1項の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があるもの

(2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第7条各号に定めるもの
(家賃)

第52条 第50条第1項の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については第15条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第14条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第53条 第50条第1項の規定による市営住宅の使用については、第50条第2項から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第13条まで、第16条から第29条まで、第36条から第42条まで及び第58条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第17条第1項中「第33条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、第36条第1項中「第14条第1項、第32条第1項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第16条（第32条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第20条による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明け渡しの請求又は第38条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場

(管理)

第54条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章及び規則の定めるところにより、行わなければならない。

(使用許可等)

第55条 駐車場を使用しようとする者は、次の各号に掲げる条件を具備する者で、市長の許可を受けたものでなければならない。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 第42条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用許可の取消し等)

第56条 市長は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。

(2) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

(3) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。

(4) 前条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第57条 法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及

- びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。
- 2 前項の市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。
 - 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
 - 4 前項の市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
 - 5 前各項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第58条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第59条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第60条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の鈴鹿市営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第3条第2項、第4条第8号、第5条、第6条、第12条から第21条まで、第24条から第40条まで及び第42条の規定は適用せず、改正前の鈴鹿市営住宅管理条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項、第4条第4号に規定する公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年建設省令第248号）による改正前の公営住宅法施行令（以下「旧令」という。）第4条の6（第1号、第2号及び第5号を除く。）、第5条、第10条から第16条まで、第19条から第27条まで及び第29条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第4条の規定は適用せず、旧条例第4条第4号に規定する旧令第4条の6第5号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該公営住宅に」とあるのは「現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、旧条例第4条の規定の例による。
- 4 新条例第14条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 5 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第14条又は第16条の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を超える場合にあっては、新条例第14条又は第16条の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第32条又は第34条第1項若しくは同条第3項の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又

は第13条の規定による家賃の額に旧条例第26条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合
 にあつては、新条例第32条又は第34条第1項若しくは同条第3項の規定による家賃の額から旧条例
 第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第26条の規定による割増賃料の額を控
 除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た
 額に、旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第26条の規定による割増
 賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

6 平成10年4月1日前に旧条例の規定により行った請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定
 により行ったものとみなす。

附 則（平成12年3月28日条例第20号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第50条第2項の改正規定は、平成13年1月6日から
 施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第32号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
 （経過措置）
- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間は、改正後の第5条第2項第1号中「60歳以
 上の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に市営住宅の入居者である者は、改正後の鈴鹿市営住宅管理条例の相当規
 定により入居者として決定されたものとみなす。

附 則（平成25年3月29日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
 （経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に存する市営住宅及び共同施設については、改正後の第2条の2から第
 2条の17までの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間は、改正後の第5条第1項第3号ア(イ)中「60
 歳以上の」とあるのは「昭和31年4月1日以前に生まれた」と、「60歳以上又は」とあるのは「同
 日以前に生まれ、又は」と読み替えるものとする。
 （鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正）
- 4 鈴鹿市小集落改良住宅管理条例（昭和51年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。
 第20条中「鈴鹿市営住宅管理条例」を「鈴鹿市市営住宅条例」に改める。

附 則（平成25年12月27日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項第8号の改正規定は、平成26年1月3
 日から施行する。

附 則（平成26年9月25日条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日 条例第13号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月29日 条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日 条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条及び第19条第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入居を決定した者について適用し、同日前に入居を決定した者（以下「既存入居者」という。）については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、既存入居者について、施行日以後に、鈴鹿市市営住宅条例（以下「条例」という。）第 4 条第 7 号若しくは第 8 号の規定により市長が公募を行わず市営住宅に入居させる場合、条例第13条第 1 項の規定により市長が入居の承継を承認する場合又は当該既存入居者が新たな連帯保証人を立てようとする場合は、この限りでない。